

採点基準 (例) 沖縄県

「令和7・8年度建築関係コンサルタント名簿（総合評価点順位）」は、沖縄県土木建築部における「令和7・8年度 測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請」（以下、「令和7・8年度コンサル入札参加申請」という。）時点の情報を基本とする。ただし、各項に別途記載がある場合はこの限りではない。

I 経営事項

経営事項は、次の項目の合計点が90点を超えない範囲で加算する。

1. 資本金の評価

資本金（自己資金以外）の有無を評価する。

- | | |
|--------|----|
| (1) あり | 5点 |
| (2) なし | 0点 |

2. 営業年数の評価

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| (1) 20年未満 | 営業年数×0.5点を点数とする
(小数点以下切り上げ) |
| (2) 20年以上 | 10点 |

3. 年間平均実績高の評価

- | | |
|--------------------|-------------------------------|
| (1) 2千5百万円未満 | 百万円で除した数を点数とする
(小数点以下切り上げ) |
| (2) 2千5百万円以上5千万円未満 | 30点 |
| (3) 5千万円以上1億円未満 | 40点 |
| (4) 1億円以上3億円未満 | 50点 |
| (5) 3億円以上5億円未満 | 60点 |
| (6) 5億円以上 | 70点 |

4. 品質保証の評価

採点表の提出日時点のISO9001、ISO14001の認証取得について、下記のとおりに加点する。

- | | |
|-------------------|----|
| (1) ISO 9001 認証取得 | 5点 |
| (2) ISO14001 認証取得 | 3点 |

5. SDGsの取組の評価

採点表の提出日時点の「おきなわSDGsパートナー」の登録の有無を評価する。

- | | |
|--------|----|
| (1) あり | 1点 |
| (2) なし | 0点 |

6. 研修会受講の評価

設計事務所の開設者又は管理建築士について、沖縄県知事が指定する研修を受講した者について加点する（研修については各社1点を上限として加点）。

- (1) 建築士法第27条の2第7項に基づく「開設者又は管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」（令和2年度から令和6年度の間に1回以上）・・・1点

II 技術的事項

技術的事項は、次の項目の合計点が180点を超えない範囲で加算する。

1. 建築関係資格者の評価

「令和7・8年度コンサル入札参加申請」において提出した資格者数を対象として下記のとおりに加算する（1人につき各点数を加点）。

ただし、「耐震診断技術者」、「キャスビー建築評価員」及び「建築基準適合判定資格者」は、採点表の提出日時点の資格者数とする。

なお、同一人が一級及び二級の両方の資格を持っている場合は、上位等級の一級建築士の資格のみを採点の対象とする。

- | | |
|-----------------------------|----|
| (1) 一級建築士 | 3点 |
| (2) 構造設計一級建築士 | 3点 |
| (3) 建築構造士 | 2点 |
| (4) 二級建築士（一級建築士と重複しない場合に限り） | 1点 |
| (5) 建築コスト管理士 | 1点 |
| (6) 建築積算士 | 1点 |
| (7) 建築基準適合判定資格者 | 3点 |
| (8) 耐震診断技術者 | 1点 |
| (9) キャスビー建築評価員 | 1点 |

2. 設備関係資格者の評価

「令和7・8年度コンサル入札参加申請」において提出した資格者数を対象として下記のとおりに加点する（1人につき各点数を加点）。

ただし、「省エネ法適合性判定員資格者」及び「技術士」は、採点表の提出日時点の資格者数とする。

なお、同一人が一級及び二級の両方の資格を持っている場合、上位等級の一級の資格のみを採点の対象とする。

- | | |
|--|----|
| (1) 建築設備士 | 3点 |
| (2) 設備設計一級建築士 | 3点 |
| (3) 省エネ法適合性判定員資格者 | 3点 |
| (4) 一級電気工事施工管理技士 | 2点 |
| (5) 一級管工事施工管理技士 | 2点 |
| (6) 技術士（電気電子又は総合技術監理部門（電気電子）） | 2点 |
| (7) 技術士（機械部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」とするものに限る）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部 | |

注: (※1) 令和7・8年度コンサル入札参加申請内容を記入 (技術・施設登録簿へ申請した内容)
 (※2) 採点した内容を確認できる資格者証、名簿 (選択科目の得点の写し) を施設登録簿へ提出してください。
 (※3) 電気電子部門又は総合技術監理部門 (選択科目を電気電子とするもの) を対象とする。
 (※4) 機械部門 (選択科目を「流体力学」、工学電子) とするものに限る。上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門 (選択科目を「流体力学」、工学電子) 又は上下水道部門又は衛生工学部門に係るものを対象とする。

Q&A

	質問	回答
1	前回（2年前）と何が変わったのか？	過去5年間に「開設者又は管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」の受講歴があれば、1点加点となりました。
2	会員名簿の期限令和7年3月で切れていますが、有効期限切れのまま提出してよいのか？	期限切れのものではなく、更新したことが分かる証明資料を添付してください。更新について、詳細は各協会にお問い合わせください。
3	各協会の準会員なども加点対象になるか？	正会員が加点対象となります。

1. 令和7・8年度建設工事入札参加資格審査及び等級格付基準における「社会貢献等」の加点の状況は下記のとおりです。

団体名	加点点数
（一社）沖縄県建設業協会	10
（一社）沖縄県中小建設業協会	6
（一社）沖縄県電気管工事業協会	7
（一社）沖縄県舗装業協会	2

一級建築士の登録状況

年度	一級建築士数	増減	構造	設備
R 7 年	383,923	2,620	10,410	6,140
R 6 年	381,303	2,966	10,518	6,114
R 5 年	378,337	3,253	10,450	5,997
R 4 年	375,084	2,062	10,376	5,810
R 3 年	373,022	1,838	10,336	5,796
R 2 年	371,184	▲ 2,306	10,153	5,656
R 1 年	373,490	3,641	9,986	5,448
H30年	369,849	3,094	9,792	5,377
H29年	366,755	3,225	9,661	5,191
H28年	363,530	3,925	9,471	4,989
H27年	359,605	3,684	9,279	4,739
H26年	355,921		9,053	4,564

平成26年度 下半期 建築士登録状況

(平成27年3月31日現在)

県No.	都道府県名	一級建築士	構造設計 一級建築士	設備設計 一級建築士
01	北海道	12,457	207	122
02	青森県	1,908	42	13
03	岩手県	2,016	37	9
04	宮城県	5,765	144	82
05	秋田県	1,665	29	7
06	山形県	2,012	51	15
07	福島県	3,001	60	16
08	茨城県	4,724	128	63
09	栃木県	3,136	68	50
10	群馬県	4,192	90	52
11	埼玉県	19,089	744	360
12	千葉県	17,201	710	300
13	東京都	71,116	1,784	941
14	神奈川県	29,432	944	548
15	新潟県	5,251	126	52
16	富山県	2,747	61	28
17	石川県	3,381	82	50
18	福井県	2,303	51	18
19	山梨県	1,601	35	16
20	長野県	4,796	99	54
21	岐阜県	4,582	104	60
22	静岡県	7,993	204	92
23	愛知県	20,474	553	366
24	三重県	3,449	84	44
25	滋賀県	3,073	67	45
26	京都府	7,469	136	63
27	大阪府	30,787	747	388
28	兵庫県	16,629	468	202
29	奈良県	3,807	144	86
30	和歌山県	1,830	36	17
31	鳥取県	1,276	29	14
32	島根県	1,815	36	5
33	岡山県	3,861	67	42
34	広島県	9,584	235	119
35	山口県	3,525	50	15
36	徳島県	1,772	24	11
37	香川県	2,826	47	31
38	愛媛県	2,827	52	18
39	高知県	1,482	22	4
40	福岡県	14,036	342	179
41	佐賀県	1,594	22	6
42	長崎県	2,392	50	9
43	熊本県	3,488	83	30
44	大分県	2,739	51	21
45	宮崎県	2,354	31	12
46	鹿児島県	3,168	44	24
47	沖縄県	2,255	59	40
50	その他	725		
		359,605	9,279	4,739

会員数の増減 比較 (H10年と、R7年3月の比較)

順位	士会名	H10年末	士会名	20年末	士会名	R4年3月	士会名	R7年3月	士会名	R7年6月	順位	都道府県	総人口
1	東京	8,510	東京	7,300	東京	4,970	東京	4,560	東京	4,350	1	東京都	14,047,594
2	北海道	7,843	北海道	5,487	北海道	3,675	北海道	3,431	北海道	3,483	2	神奈川県	9,237,337
3	愛知	7,350	愛知	5,185	愛知	3,430	愛知	3,100	愛知	3,020	3	大阪府	8,837,685
4	大阪	7,005	大阪	3,900	大阪	2,455	大阪	2,170	大阪	2,150	4	愛知県	7,542,415
5	長野	4,545	長野	3,480	神奈川	2,208	神奈川	2,013	福岡	1,980	5	埼玉県	7,344,765
6	神奈川	4,220	神奈川	3,440	長野	2,192	福岡	2,010	神奈川	1,950	6	千葉県	6,284,480
7	新潟	3,943	茨城	2,702	福岡	2,135	長野	1,951	長野	1,889	7	兵庫県	5,465,002
8	福島	3,534	新潟	2,683	茨城	1,866	鹿児島	1,673	鹿児島	1,652	8	北海道	5,224,614
9	山口	3,500	福岡	2,607	新潟	1,839	茨城	1,669	茨城	1,622	9	福岡県	5,135,214
10	兵庫	3,364	静岡	2,590	鹿児島	1,838	新潟	1,609	広島	1,590	10	静岡県	3,633,202
11	広島	3,280	山口	2,525	広島	1,720	広島	1,575	千葉	1,517	11	茨城県	2,867,009
12	千葉	3,268	広島	2,460	千葉	1,676	千葉	1,545	山口	1,511	12	広島県	2,799,702
13	静岡	3,214	千葉	2,425	山口	1,675	山口	1,526	新潟	1,493	13	京都府	2,578,087
14	群馬	3,208	福島	2,416	福島	1,571	愛媛	1,390	愛媛	1,368	14	宮城県	2,301,996
15	茨城	3,185	鹿児島	2,344	岩手	1,463	福島	1,371	福島	1,329	15	新潟県	2,201,272
16	福岡	3,175	兵庫	2,281	愛媛	1,449	岩手	1,295	岩手	1,233	16	長野県	2,048,011
17	鹿児島	2,964	岩手	2,095	兵庫	1,445	兵庫	1,267	香川	1,225	17	岐阜県	1,978,742
18	岩手	2,752	富山	2,150	京都	1,370	香川	1,245	兵庫	1,209	18	群馬県	1,939,110
19	富山	2,660	群馬	2,083	香川	1,365	熊本	1,210	熊本	1,195	19	栃木県	1,933,146
20	宮城	2,620	京都	1,980	熊本	1,320	埼玉	1,202	和歌山	1,194	20	岡山県	1,888,432
21	秋田	2,463	埼玉	1,900	埼玉	1,300	和歌山	1,200	埼玉	1,184	21	福島県	1,833,152
22	愛媛	2,462	熊本	1,800	富山	1,295	岡山	1,178	岡山	1,134	22	三重県	1,770,254
23	京都	2,426	香川	1,745	岡山	1,288	京都	1,142	京都	1,117	23	熊本県	1,738,301
24	岡山	2,400	石川	1,702	群馬	1,282	群馬	1,134	石川	1,113	24	鹿児島県	1,588,256
25	熊本	2,380	栃木	1,782	石川	1,249	島根	1,130	島根	1,110	25	沖縄県	1,467,480
26	埼玉	2,370	岐阜	1,672	和歌山	1,235	栃木	1,114	栃木	1,100	26	滋賀県	1,413,610
27	栃木	2,307	愛媛	1,629	栃木	1,210	富山	1,090	群馬	1,100	27	山口県	1,342,059
28	石川	2,248	岡山	1,682	島根	1,210	静岡	1,090	富山	1,041	28	愛媛県	1,334,841
29	香川	2,105	宮崎	1,571	静岡	1,205	石川	1,063	静岡	1,035	29	奈良県	1,324,473
30	徳島	2,074	秋田	1,522	大分	1,089	大分	1,040	大分	1,035	30	長崎県	1,312,317
31	大分	2,042	宮城	1,530	徳島	1,046	青森	935	秋田	909	31	青森県	1,237,984
32	宮崎	2,024	大分	1,418	岐阜	1,033	徳島	927	徳島	905	32	岩手県	1,210,534
33	長崎	1,999	島根	1,300	青森	1,016	秋田	922	岐阜	878	33	石川県	1,132,526
34	岐阜	1,940	長崎	1,368	長崎	1,004	長崎	920	長崎	873	34	大分県	1,123,852
35	島根	1,900	和歌山	1,320	秋田	1,003	岐阜	903	宮崎	869	35	宮崎県	1,069,576
36	青森	1,729	青森	1,358	宮崎	992	宮崎	892	山梨	860	36	山形県	1,068,027
37	福井	1,710	山梨	1,330	沖縄	955	山梨	875	佐賀	860	37	富山県	1,034,814
38	鳥取	1,627	山形	1,345	山梨	935	佐賀	869	青森	855	38	秋田県	959,502
39	山形	1,593	福井	1,310	佐賀	907	沖縄	846	沖縄	829	39	香川県	950,244
40	奈良	1,571	三重	1,228	福井	903	福井	834	高知	805	40	和歌山県	922,584
41	滋賀	1,557	滋賀	1,229	高知	892	高知	818	福井	800	41	佐賀県	811,442
42	山梨	1,521	奈良	1,190	山形	885	山形	799	山形	782	42	山梨県	809,974
43	三重	1,482	徳島	1,171	宮城	853	宮城	687	三重	678	43	福井県	766,863
44	和歌山	1,465	高知	1,120	奈良	777	奈良	686	滋賀	662	44	徳島県	719,559
45	高知	1,411	佐賀	1,062	滋賀	770	三重	686	宮城	652	45	高知県	691,527
46	佐賀	1,376	鳥取	1,010	三重	740	滋賀	677	奈良	636	46	島根県	671,126
47	沖縄	1,060	沖縄	895	鳥取	668	鳥取	585	鳥取	575	47	鳥取県	553,407
合計		126,872	合計	100,322	合計	69,404	合計	62,854		61,357			126,146,099
		△ 15,000		△ 26,550		△ 28,682		△ 6,550		△ 1,497			
		4年前より		10年前より		13年前より		3年前より		R7.3月より			

21.

22. 令和6年

建築士の皆様へ (専門職への入会申請時参考) OB等へのSNSで共有を依頼) 一般社団法人茨城県建築士会
建築士免許『住所等の届け出義務』について (ご確認のお願い)

早速ではございますが建築士が住所及び勤務先等に変更があった場合は、その日から30日以内に届け出なければならぬと、建築士法第5条の2第2項により『住所等の届出』についての規程がなされています。

つきましては、建築士の皆様には積極的に法令順守していただきますようお願い申し上げます。
また、是非この機会に建築士免許の原本についてもご確認いただき、紛失や破損等により再交付申請が必要となる場合には、必要時すぐにご使用いただけるようお早目のご申請をお勧めいたします。(再交付申請受付から交付まで、通常は2ヶ月～3ヶ月程かかります。)

住所等の届け出義務とは
建築士法第5条の2第2項により、『一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、前項の国土交通省令で定める事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を、一級建築士にあつては国土交通大臣に、二級建築士又は木造建築士にあつては免許を受けた都道府県知事及び住所地の都道府県知事(都道府県の区域を異にして住所を変更したときは、変更前の住所地の都道府県知事)に届け出なければならない』と規定されています。

国土交通省令で定める事項
(国土交通省令、建築士施行規則第8条より)

- ・本籍、住所
- 【建築に関する業務に従事されている方】
- ・業務の種別
- ・勤務先の名称
(建築士事務所の場合、その名称及び開設者の氏名)
- ・勤務先の所在地

<提出方法>
住所等の届出の書式にご記入の上、公的な身分証明書と一緒にご持参ください。
・一般社団法人茨城県建築士会の窓口にて、住所等の届出及び事項変更届その他申請書類をご用意しています。
・インターネットで書式をダウンロードすることも可能です。

【 建築士種別によって書式が異なりますので、本会ホームページよりご確認ください。】

現在登録されている情報から
変更があった場合、申請者本人が
30日以内に住所等の届出を
提出する必要があります。
(住所等の届出の提出に手数料はかかりません。)

※ 氏名、生年月日、性別のいずれかに
変更があった場合は、登録事項変更届・書換え
交付申請書(有料)の提出が必要です。

建築士種別
一級建築士の場合は、茨城県内在住の方が対象となります。
二級・木造建築士は、茨城県で免許取得の方が対象となります。
なお、建築士の死亡等の届け出も、建築士法第8条の2により相続人等が届け出なければならない。と規定されています。もし、この建築士法第8条の2の規定に違反したときは、10万円以下の過料に処すると規定されていますのでご注意ください。また、最近では建築士の『定期講習』の受講義務違反で罰則適用となった方もおりますので、くれぐれも法令遵守の徹底をお願いします。

<提出場所> 一般社団法人茨城県建築士会
住 所 水戸市笠原町978番30号 建築会館 2F
営業時間 9時～17時迄 (昼休み12時～13時)
電話番号 029-305-0329

士会Webサイト → → →



大 142,000
△ 15,000
4年前より
△ 26,550
10年前より
△ 28,682
13年前より
△ 6,550
3年前より
△ 1,497
R7.3月より
最大値の43%

書 名	一 般	会 員
令和5年基準 公共建築工事積算基準の解説 建築工事編	11,550円	10,395円
令和5年基準 公共建築工事積算基準の解説 設備工事編	12,100円	10,890円
建築施工単価 '25-7 夏	5,060円	4,554円
改訂11版 建築工事の積算	6,496円	5,846円
改訂 新・解体工法と積算	6,380円	5,742円
住宅リフォーム員操作成の手引き	3,850円	3,465円
木造住宅の見積もりと コストダウン	3,850円	3,465円
建築関係法令集 (法令編) 令和7年版 (総合資格学校)	3,080円	2,772円
基本建築基準法関係法令集 (備書キ-A5) 2025年版 (建築資料研究社)	3,060円	2,772円
建築関係法令集 (告示編) 令和7年版 (井上書院)	3,080円	2,772円
建築関係法令集 (法令編) 令和7年版 (井上書院)	3,080円	2,772円
建築関係法令集 (法令・告示を一冊) 令和7年版 (井上書院)	3,080円	2,772円



代引き注文書 2025年6月版

[illegible]